（第１号様式別紙１）

名古屋市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約事項 | チェック欄 |
| １　地方就職学生支援補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び名古屋市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、名古屋市地方就職学生支援補助金交付要綱に基づき、地方就職学生支援補助金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| （１）虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職学生支援補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| （２）地方就職学生支援補助金の申請日から１年以内に、要件を満たす法人等へ就業しなかった場合：全額 | □ |
| （３）地方就職学生支援補助金の申請日から１年以内に、名古屋市に転入しなかった場合：全額 | □ |
| （４）転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は地方就職学生支援補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は地方就職学生支援補助金の申請日のいずれか遅い日）から３年未満に名古屋市から転出した場合：全額 | □ |
| （５）就業開始日から１年以内に、要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から３カ月以内に地方就職学生支援補助金の要件を満たす別の職に就いた場合を除く）：全額 | □ |
| （６）勤務地（就業場所）が、就業開始日から１年以内に市外へ変更となった場合（ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職している場合は、変更した勤務地（就業場所）が愛知県内であれば該当しないものとする。）：全額 | □ |
| （７）転入日、要件を満たす法人等への就業開始日又は地方就職学生支援補助金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日又は地方就職学生支援補助金の申請日のいずれか遅い日）から３年以上５年以内に名古屋市から転出した場合：半額 | □ |
| ３　地方就職学生支援補助金の返還に当たり、地方就職学生支援補助金を受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、名古屋市補助金等交付規則に基づき計算した加算金を請求された場合は、これを納付します。  また、地方就職学生支援補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付せず、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、名古屋市補助金等交付規則に基づき計算した遅延利息を請求された場合は、これを納付します。 | □ |

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：